

# 市長への生き生きメール

平成28年3月31日までお送りください。



☎総務課広報広聴係 22-1331

**FAX** 24-4861

切りとり

のりしろ

市長への生き生きメール

市では、市民の皆さんから市政へのご意見やご提案をお寄せいただき、市長が直接目を通した上で、これからの市政に生(活)かしたいと考えています。ご意見ご提案をお寄せいただくときには、裏面にご記入の上、切り取り線の通りに切り取り、のり付けして郵送してください。

また、ファクシミリでも受け付けますので、裏面にご記入の上、そのまま送信してください。

料金受取人払

白石郵便局 承認

74

差出有効期間 平成28年3月31日まで

(郵便切手はいりません)

白石市役所

白石市 989 0290

白石市大手町1番1号

白石市長 風間 康静 行

氏名 住所

のりしろ

切りとり

## Consumer affairs consultation

## 消費生活相談

☎白石市消費生活相談室(市役所1階) ☎22-0783 相談日:月・水・金(祝日は休み) 9:00~16:00

### 契約トラブル注意報! 原野商法の二次被害が増加

以前、将来の値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野などの土地を、値上がりするかのように偽って売りつける原野商法が問題となったことがありました。

現在、その被害にあった人たちに土地が高く売れるなどと勧誘し、測量契約や広告契約、新たな土地の購入契約など二次被害が増加しています。

#### ●相談事例 サービス提供契約型

突然、面識のない不動産から電話があり、あなたが所有している土地を坪7万円で買いたいという客がいると言われた。土地は亡くなった父が何年前に購入したもので、へんぴなところにあるため、現地を確認したこともなく、固定資産税も請求されたことがない。売却するにはまず測量が必要だと言われ、その費用として32万円支払った。さらに、土地の地盤が弱いため改良工事が必要

だと86万円の追加請求を受けた。払えないと断ると、土地の買い手を名乗る人から買取価格に上乘せして構わないので、いったん支払ってほしいと電話があった。

#### 土地取引型

数十年前に訪問販売で購入した山林を所有している。最近、業者の所有する山林と抱き合わせて売れば「700万円で1年以内に絶対に売れる」と電話があった。「話だけでも」と言われて来訪を承諾したが、売るために業者の所有する山林を200万円で購入するという話だった。断っていたが、80万円ならどうかと値下げされ、つい承諾してしまった。申込金1万円を渡し、後日、業者の事務所で契約書に押印した。その際、業者に確認したら、1年以内に売れなかった場合も返金されないとのことだったので「キャンセルする」と言って帰宅した。しかし、その日のうちに業者から電話があり、1割の

解約料を請求された。

#### ●事例からみた問題点

- ①過去に原野商法のトラブルにあった消費者家族は、その土地を何とかしたいと思っていることが少なくありません。
- ②土地の現状が確認できない消費者に、事業者がいかにもすぐ土地が売れるかのようにセールストークで近づいてきます。

#### ●トラブルにあわないために

- ①「土地を買いたい人がいる」「高価格で売却できる」などのセールストークをうのみにしないでください。
- ②不審な勧誘はきっぱりと断り、それでもしつこく勧誘が続く場合には電話を切りましょう。
- ③契約を検討する場合には、できる限り土地の現況を自分や家族の目で実際に確認したり、土地の登記情報も確認してください。

## Monthly Consultation

## 定例相談

相談種別	日時	会場	電話
人権擁護 行政 無料法律 農家	1月15日(金)	10:00~15:00 10:00~15:00	市役所2階 第2会議室 市役所3階 第3会議室
こころの相談	1月8日(金)	10:00~12:00	農林振興センター
障 害 者	1月6日(水)	13:30~15:30	健康センター(要予約)
補聴器巡回 サービス	1月13日(水)・27日(水)	13:00~15:00	市役所3階 第3会議室
	・リオン:1月15日(金)・26日(火) ・ブルーム(旧ワイデックス):1月27日(水)	13:00~14:00	市役所1階 東側和室

※平成28年2月のこころの相談は15ページに掲載しています。

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談 (アライン)	いじめ問題等対策室(市役所4階 教育委員会内) i-line@city.shiroishi.miyagi.jp[24時間メール受け付け] ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月~金 8:30~16:30)。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月~金 8:30~16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談 (事前連絡必要)	①地域包括支援センター(総合福祉センター内):☎22-1466 ②在宅介護支援センター茶園:☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮:☎24-5222 毎週月~金 8:30~17:15
青少年相談	青少年相談センター(市役所4階) 毎週月・火・木・金 8:30~16:30 ☎22-1342(内線445)
消費生活相談	消費生活相談室(市役所1階生活環境課内) 毎週月・水・金 9:00~16:00 ☎22-0783
DV・セクハラ相談 (事前連絡必要)	男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月・水・金 9:00~17:00 ☎22-6035 ※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター[24時間電話受け付け] 平日:☎0224-51-5361 夜間・休日:☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内(大河南町)。平日は福祉事務所(☎22-1400)でも受け付けています。